

○学校規模を適正化するための手法

適正規模の範囲に近づけるための対応策としては、適正規模の範囲を下回る小規模校の場合、「通学区域の見直し」「統合等」「学校選択制」が考えられます。また、適正規模の範囲を上回る大規模校の場合、「通学区域の見直し」「学校選択制」「校舎の増改築」などが考えられます。

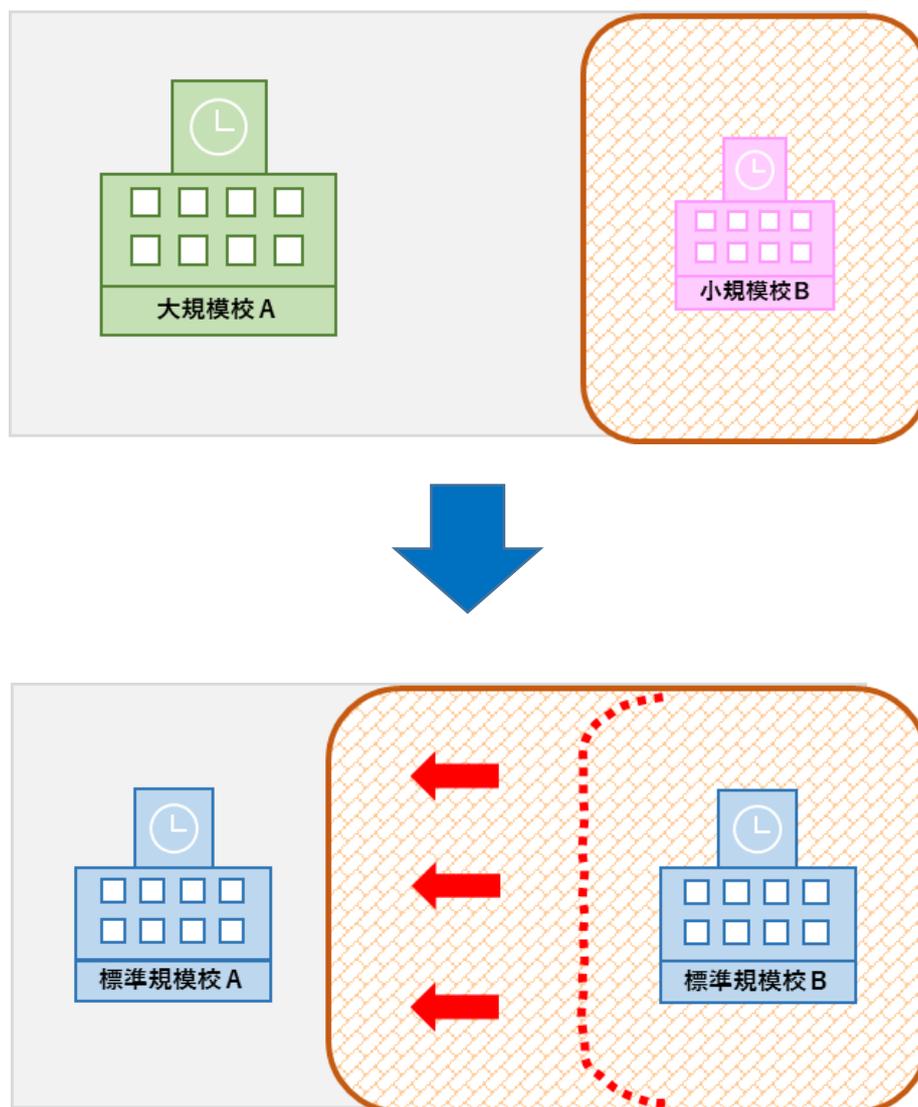
手法	内容	
通学区域の見直し	通学区域を見直す	
統合等	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
	④分校の活用	たとえば小学校低学年までは地元の分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるなど
学校選択制	①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択をみとめるもの
校舎の増改築	既存校舎に増築または改築	
新設	新設校の設置	

【出典】『地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究(ガイドラインの作成)報告書』

1 小規模校を適正化するための手法

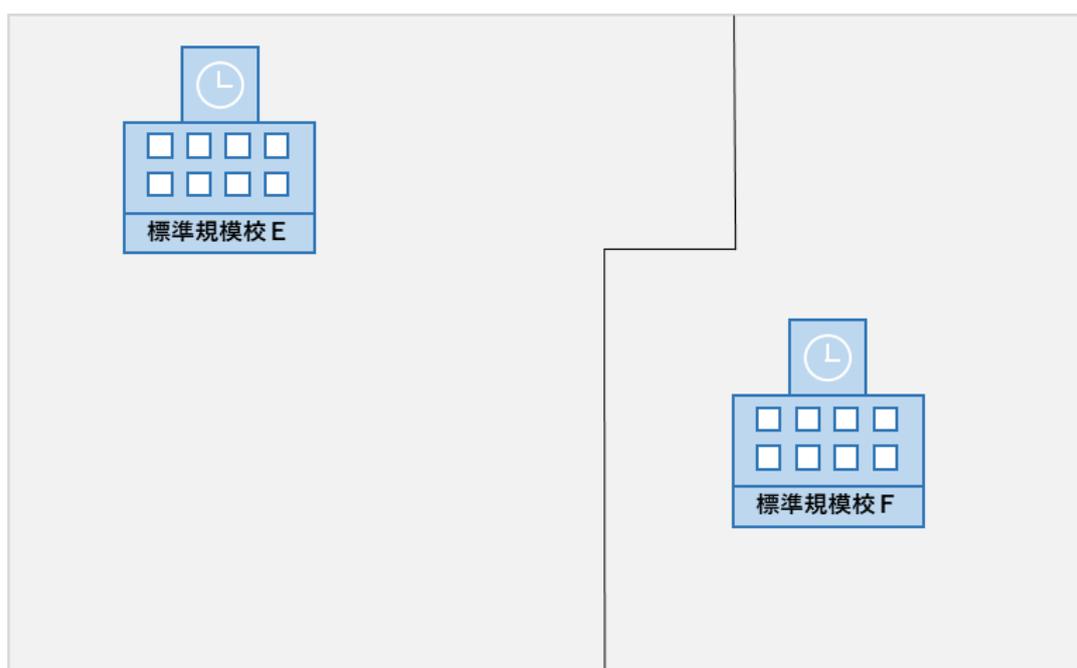
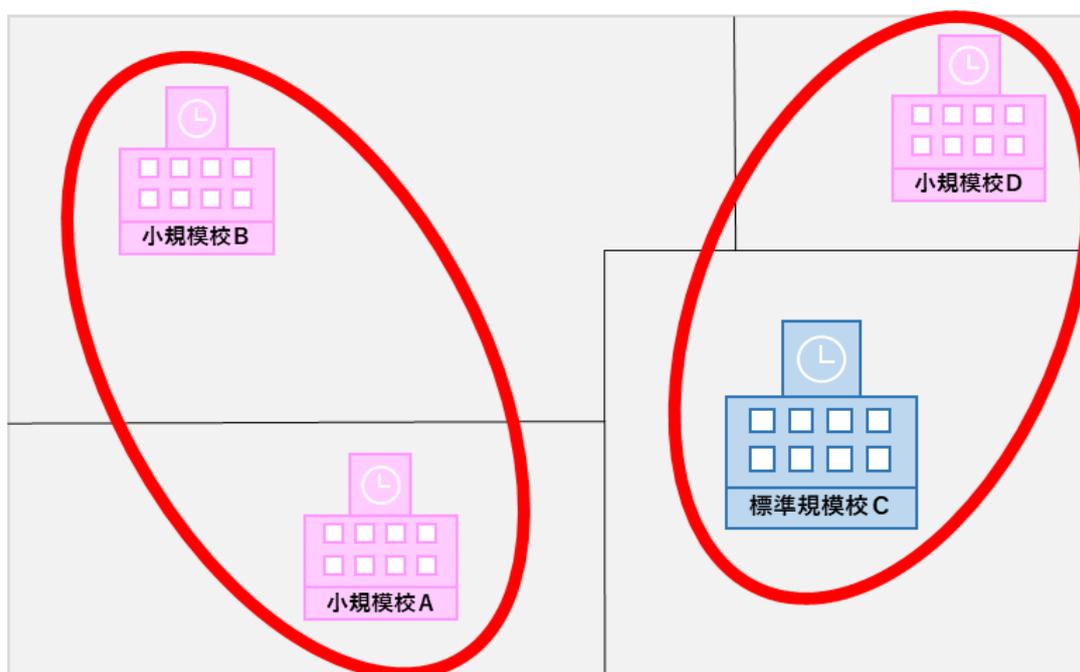
(1) 通学区域の見直し

隣接する学校の通学区域を変更することにより、それぞれの学校規模の適正化を図る。



(2) 統合等

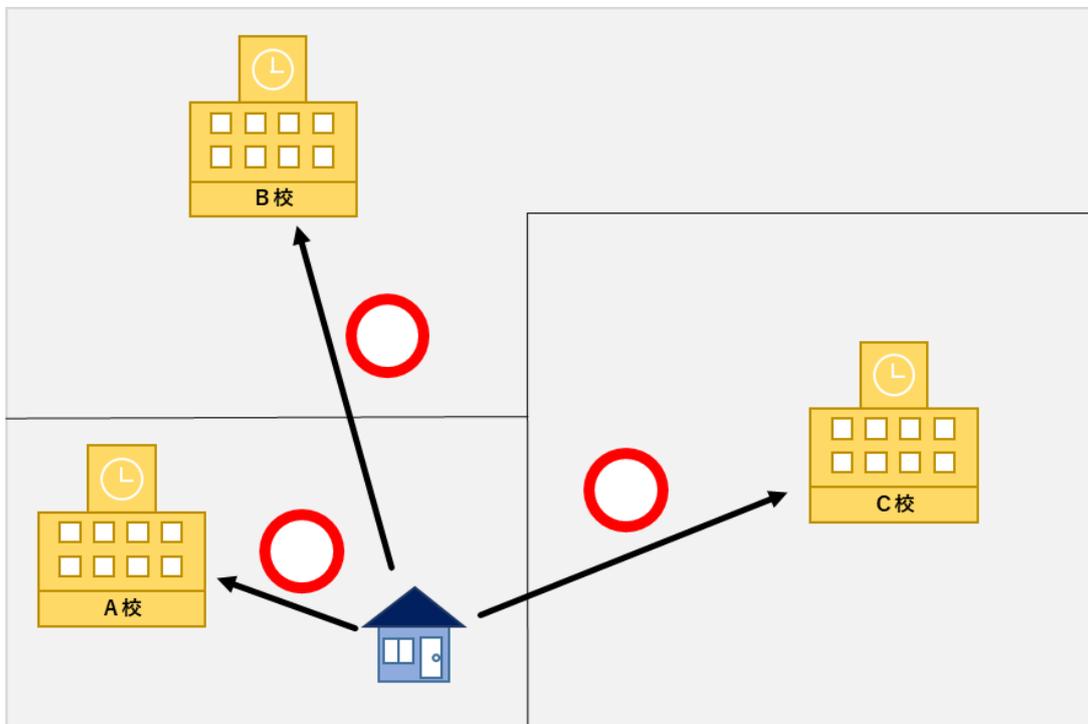
隣接する複数校を統合することにより、学校規模の適正化を図る。



(3) 学校選択制（通学区域の弾力化）

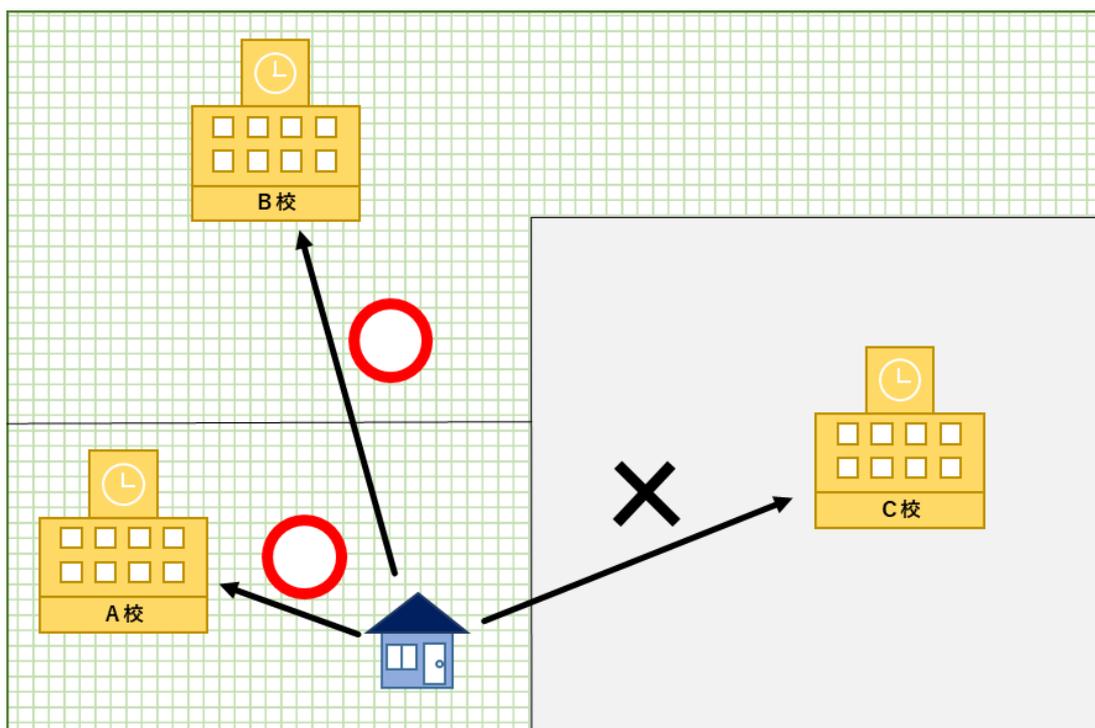
①自由選択制

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの



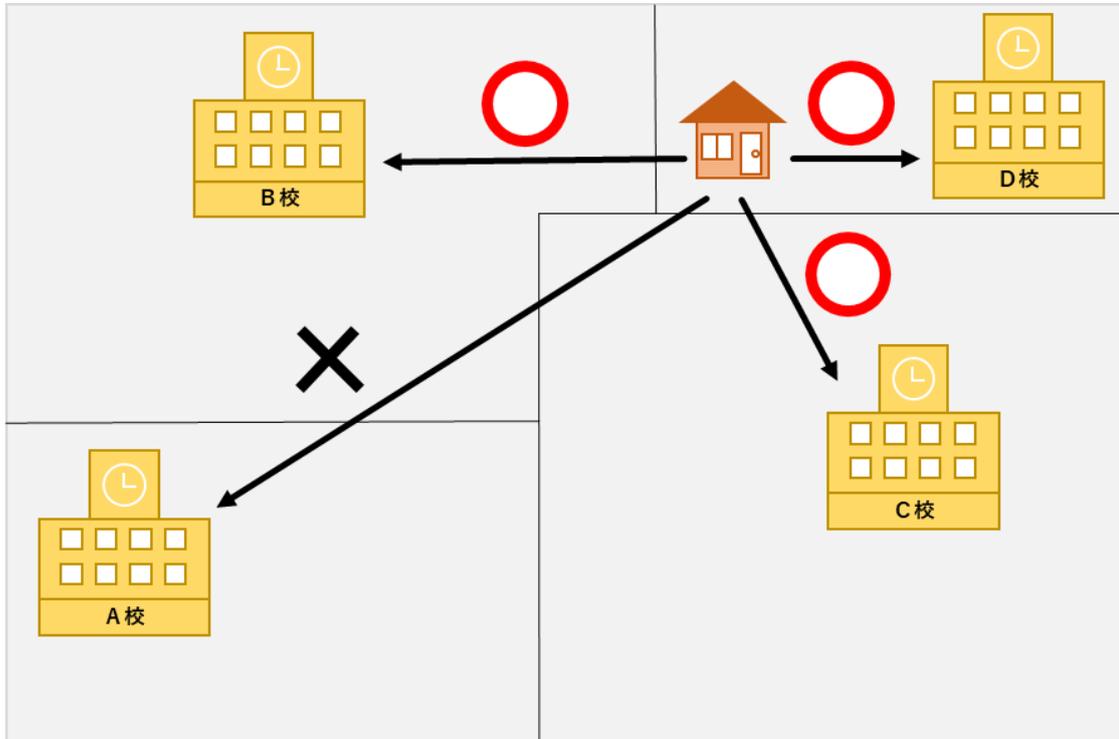
②ブロック選択制

市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの



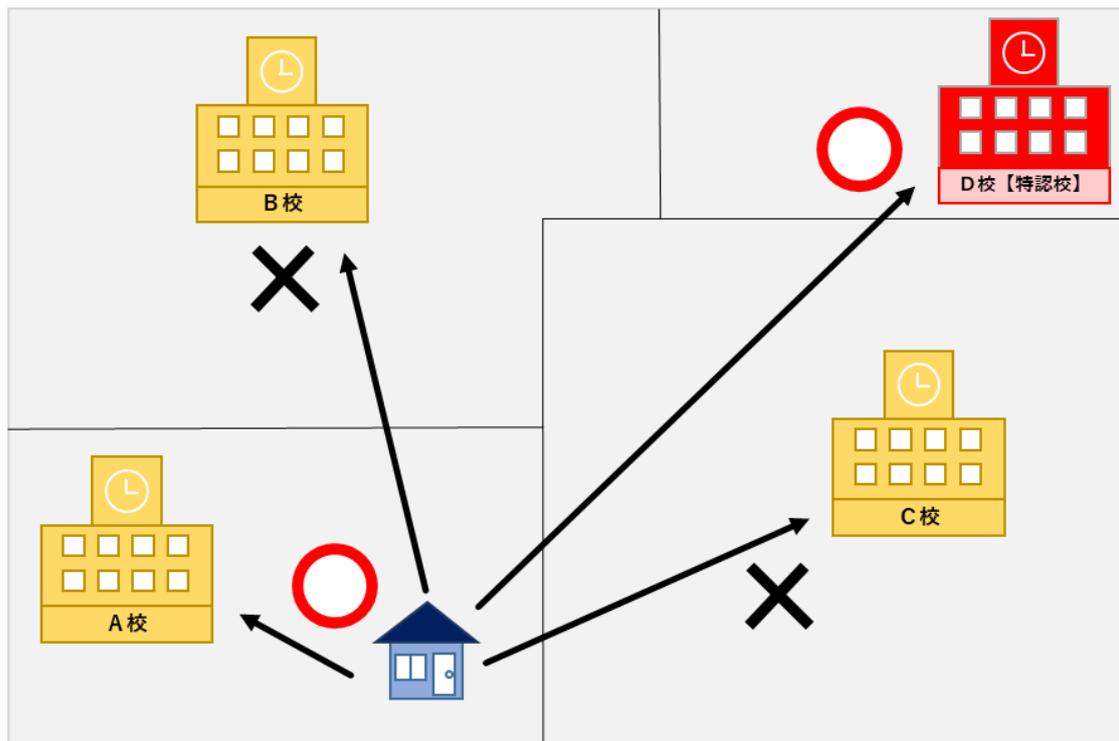
③隣接区域選択制

従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの



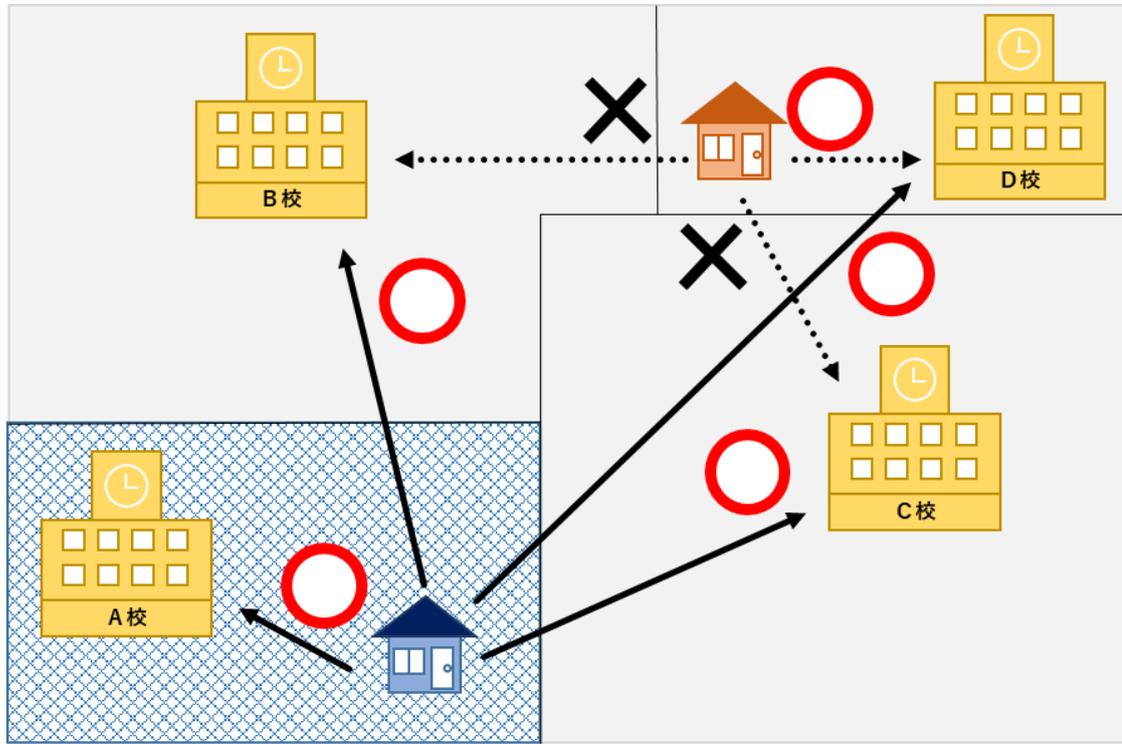
④特認校制

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの



⑤特定地域選択制

従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの



2 統合による効果

:『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

(1) 児童生徒への直接的な効果

- ① 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった
- ② 以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った
- ③ 社会性やコミュニケーション能力が高まった
- ④ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した
- ⑤ 友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった
- ⑥ 多様な意見に触れる機会が増えた
- ⑦ 異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた
- ⑧ 学校が楽しいと答える子供が増えた
- ⑨ 進学に伴うギャップが緩和された
- ⑩ 多様な進路が意識されるようになった

(2) 指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果

- ① 複式学級が解消された
- ② クラス替えが可能になった
- ③ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった
- ④ 校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった
- ⑤ グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった
- ⑥ 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した
- ⑦ 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった
- ⑧ 一定の児童生徒数の確保により、特別支援学級が開設できた、特別支援教育の活動が充実した
- ⑨ バランスの取れた教員配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した
- ⑩ 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した
- ⑪ 校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ
- ⑫ 保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された

3 小規模校を存続させる場合の教育の充実

:『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』

地理的な要因や過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在するところです。

【統合を選択しない主な場合】

- ① 離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安全安心な通学ができないと判断される場合
- ② 学校統合を行った後に、更なる少子化の進展や地域の産業構造の変化等の事情により児童生徒数が減少するなど、安定的に通学可能な範囲で更なる学校統合を進めることが難しい場合
- ③ 同一市町村内に一つずつしか小・中学校がなく、かつ既に当該小・中学校が併置されていたり、小中一貫教育が導入されていたりするなど、当該市町村内で統合による学校規模の適正化を進めることが不可能な場合
- ④ 学校を当該地域のコミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合

こうした場合は、学校の存置を選択することになる可能性が高いと考えられますが、あわせて、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があります。

その際、教育の機会均等を確保する観点から、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させるとともに、小規模であることのデメリットの解消や緩和する方策を講じることが重要になります。